

## 受動喫煙防止宣言施設登録制度事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、本県の受動喫煙防止対策を一層推進するため、受動喫煙の防止について自主的かつ積極的に取り組む施設を登録し、公表することにより、施設管理者の取組を促進するとともに、施設を利用する者が施設を選択しやすい環境整備を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2 本事業は、秋田県（以下「県」という。）と全国健康保険協会秋田支部（以下「協会けんぽ秋田支部」という。）が、共同で実施する。

### (実施主体の役割)

第3 県及び協会けんぽ秋田支部は、本事業を推進するため、県民等への周知に努めるほか、本事業が円滑に推進されるよう、登録施設の申請事務等、必要な事務を行うものとする。

2 県は、受動喫煙防止宣言施設の登録を行い、登録台帳を整備するものとする。

### (協力)

第4 本事業は、参加する市町村（以下「市町村」という。）の協力を得て実施する。

### (対象施設)

第5 この制度の対象は、秋田県内に所在する施設で、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）（令和2年4月1日施行分を含む。）及び秋田県受動喫煙防止条例（秋田県条例第4号。以下「条例」という。）（令和2年4月1日施行分を含む。）の措置の対象となる多数の者が利用する施設のうち、条例第6条に規定する第一種施設並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎を除く施設とする。

(登録の要件)

第6 受動喫煙防止宣言施設として第3第2項の登録台帳に登録される施設は、第5に掲げる施設のうち次の施設とする。

- (1) 屋内禁煙施設（法第28条第6号に規定する第二種施設で、屋内の場所に喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設置していない施設並びに健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設で、屋内の場所に喫煙可能室、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設置していない施設）
- (2) 敷地内禁煙施設（条例第7条に規定する第一種施設で、特定屋外喫煙所を定めていない施設及び第二種施設（既存特定飲食提供施設を含む）で、敷地内に喫煙可能な場所を定めない施設）

(登録の手続き)

第7 登録の申請をする者（以下「申請者」という。）は、受動喫煙防止宣言施設登録申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 申請者は、申請者が管理する複数の施設を一括して申請することができる。

3 第1項の申請について、次の各号に該当する場合は、それぞれに掲げる機関を経由して申請書を提出することができる。

(1) 申請者が協会けんぽ秋田支部に加入している場合 協会けんぽ秋田支部

(2) 申請する施設のすべてが申請書受理を協力する市町村内に所在する場合市町村（前号の場合を除く）

4 前項の場合には、市町村及び協会けんぽ秋田支部は、申請の審査に必要となる意見を付すことができる。

(登録書の交付)

第8 知事は、第7による申請について内容を審査し、第5に定める施設及び第6に定める要件に該当すると認められるときは、第3第2項の登録台帳に登録するものとし、

次の各号の連名により、受動喫煙防止宣言施設登録書（別記様式２－１、２－２。以下「登録書」という。）を交付するものとする。

（１）主たる施設の所在地の市町村が登録書交付に協力する市町村の場合

知事、市町村長及び全国健康保険協会秋田支部長の連名

（２）主たる施設の所在地の市町村が登録書交付に協力していない市町村の場合

知事及び全国健康保険協会秋田支部長の連名

２ 前項により登録された登録者（以下「登録者」という。）は、登録書を登録施設の出入口周辺等の利用者が認知しやすい場所に掲示するものとする。

（登録の期間及び更新）

第９ 「受動喫煙防止宣言施設」の登録の有効期間は、登録書の交付日から３年を経過した日が属する年度の３月３１日までとし、第１０に定める登録内容の変更申請がない限り自動更新とする。

（登録内容の変更）

第１０ 登録者は、登録内容に変更があったときは、速やかに受動喫煙防止宣言施設変更申請書（別記様式３）を知事に提出しなければならない。

２ 前項の手続きについては、第７第２項及び第３項の規定を準用する。

（登録書の再交付）

第１１ 知事は、第１０の規定により施設・事業所名または区分の変更等を確認したときは、第８第１項の規定を準用し、再交付用の登録書（別記様式４－１、４－２）を交付するものとする。

２ 再交付した登録書の取扱については、第８第２項の規定を準用する。

(取組状況の確認)

第12 県及び協会けんぽ秋田支部は、必要に応じ、受動喫煙防止対策の取組状況を確認し、またはその必要性を啓発するため、登録施設に職員を訪問させることができる。

(登録の取消)

第13 知事は、登録施設が第6に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、その他登録施設として適当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の登録施設が協会けんぽ秋田支部を経由して申請書が提出されたものである場合は、協会けんぽ秋田支部に対し、意見を求めることができる。

3 前項の場合において、協会けんぽ秋田支部は、登録施設が第1項に該当すると認められるときは、速やかに知事に対し、意見を通知するものとする。

4 知事が第1項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して登録者にその旨を通知するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、登録施設が協会けんぽ秋田支部を経由して申請書が提出されたものである場合は、知事に代わり、協会けんぽ秋田支部長が前項に規定する通知を行うことができる。

6 登録の取消しを受けた場合、登録者は速やかに登録書を返却するものとする。

7 前項の登録書等の返却方法については、第7第3項の規定を準用する。

(個人情報の取り扱い)

第14 県、市町村及び協会けんぽ秋田支部は、本事業の実施にあたり知り得た個人情報について、適正に取り扱わなければならない。

2 協会けんぽ秋田支部は、前項の規定によるほか、個人情報について、全国健康保険協会個人情報管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

(支援等)

第15 県、市町村及び協会けんぽ秋田支部は、本事業を効果的に推進するため、登録者に対し次の支援を行うものとする。

- (1) ホームページや広報誌等への登録施設の情報の掲載及び本制度の取組状況に関する情報発信
- (2) 受動喫煙防止に関する各種行事の実施及び情報提供
- (3) その他、本制度による取組のために必要な事項

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。